

運 営 規 程

事業者：E G A O株式会社

事業所：ウララ訪問看護リハビリステーション

ウララ訪問看護リハビリステーション (訪問看護・介護予防訪問看護) 運営規程

第1条(事業の目的)

EGAO 株式会社(以下「事業者」という)が開設する、ウララ訪問看護リハビリステーション(以下「事業所」という)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「サービス」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、医師が訪問看護を必要と認めた利用者に対し、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、利用者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

第2条(運営の方針)

訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域内の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

- 2 在宅療養者の生活に質を維持・向上するために必要な看護サービスを計画的に提供し、そのサービスの提供にあたっては、利用者及び家族の意思を尊重します。
- 3 医療依存度の高い在宅療養者の訪問看護ニーズに積極的に対応し、医師の指示に基づき質の高い看護サービスを提供します。
- 4 質の高い看護サービスが提供できるよう、職員教育を推進し、サービスの品質管理に努めます。

第3条(事業所の名称及び所在地)

サービスを行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名 称：ウララ訪問看護リハビリステーション
- (2) 所在地：茨城県土浦市田中三丁目2番33号

第4条(職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 常勤1名(兼務)
管理者は事業所の従業者の管理及び事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる
- (2) 看護職員：正看護師又は准看護師、保健師 常勤換算2.5名以上(内、常勤1名以上)
訪問看護計画書・報告書を作成し事業の提供に当たる
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当数 ※必要に応じて雇用する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。
- (4) 事務職員 適当数 ※必要に応じて雇用する。
事業の実施に当たって必要な事務を行う

第5条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

- (1) 営業日：原則として月曜日から金曜日までとする。但し、国民の休日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後6時までとする。

(3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（サービスの提供方法）

サービスの提供方法は、以下の通りとする。

- (1) 利用者が主治医に申込み、主治医が交付した訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づいて訪問看護計画書を作成し、サービスを実施する。
- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、主治医の指示書の交付を求めるように助言する。
- (3) 利用者に主治医が居ない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市区町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

第7条（サービスの内容）

サービスの内容は、以下の通りとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄など日常生活の援助
- (4) ターミナルケア
- (5) 褥瘡(じょくそう)の予防・処置
- (6) カテーテル等の医療器具の管理、その他医師の指示による医療処置
- (7) リハビリテーション
- (8) 認知症患者の看護
- (9) 療養生活や介護方法の相談や指導

第8条（サービスの利用回数と利用時間）

介護保険の対象者

介護保険の要介護・要支援の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」で無い方は、居宅サービス計画に沿った訪問回数とし、訪問時間は 20 分未満・30 分未満・1 時間分未満・1 時間 30 分未満のいずれか、又は、利用者の希望と必要性により、それ以上の時間も可能とする。

2 医療保険の対象者

- (1) 介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」の方は、回数の制限はなしとする。
- (2) (1) 以外の方は、週3日までの訪問看護とする。又、1 回のサービス提供時間はおおむね 30 分から 1 時間半程度とする。但し、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の『特別訪問看護指示書』の交付があった場合、交付の日から 14 日間に限り訪問回数の制限はない。また、介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象者となる。

第9条（利用料等）

事業所は基本利用料として、健康保険法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める利用を利用者から受けるものとする。

- （1） 医療保険で訪問看護を利用する場合、保険料の自己負担分を徴収するものとする。
- （2） 介護保険・介護予防保険で居宅サービス計画書に基づくサービスを利用する場合、介護報酬公示上の額の自己負担分を徴収するものとする。但し、限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。利用料一覧表は別添料金表の通りとする。
- 2 事業所は基本利用料の他、看護師等のサービスの提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として実費徴収額を利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画に基づくものを除く。
 - （1） 利用者の申し出による死後の処置にともなう費用
 - （2） 医療保険を適用する利用者にかかる交通費については、片道 10km 以上の場合は費用を利用者から受けるものとする。介護保険を適用する利用者にかかる交通費については、実施地域外のみとする。

第10条（緊急時等における対応方法）

看護師等はサービス実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第11条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

第12条（通常のサービスの実施地域）

事業の実施地域は、土浦市、つくば市、かすみがうら市、牛久市、石岡市、稲敷郡阿見町とする。

第13条（記録の整備）

事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

第14条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - （２）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （３）看護師等に対し、虐待の防止のための研修を年１回以上実施する。
 - （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - （５）身体的拘束について、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、それを行ってはならない。身体的拘束等を行う場合は、その理由、状況に関して記録する。
- ２ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条（業務継続計画の策定等）

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ２ 看護師等に対し、業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期に実施するものとする。
- ３ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条（その他の運営についての留意事項）

事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- （１）採用時研修 採用後２ヶ月以内
 - （２）継続研修 年２回以上
- ２ 職員は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- ３ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、EGAO 株式会社と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は令和７年４月１日から施行する。